

2021年7月

ものつくり大学 留学生のみなさんへ

## 【重要】

### 新型コロナウイルス感染症感染拡大に係る海外渡航に関する注意事項について

学生課 留学生係

本学では、2021年8月12日（木）から2021年9月20日（月）まで、学生は夏期休暇となります。夏期休暇を利用して、母国への帰省などを計画している方がいらっしゃるかもしれませんが、ご存じのとおりコロナ禍において事態は刻々と変化していますので、大学は、原則として、みなさんに海外渡航の自粛を求めます。

**大学は皆さんの安全確保のために、海外渡航の自粛を切に求めますが、特段の事情により海外渡航を必要とする場合に限り、みなさんの自己責任においてこれを認めます。**特段の事情により渡航の必要がある場合は、**必ず2Q授業期間内に、事前に大学に届出を行ってください。大学に届出を行わずに渡航した場合は、大学は一切の責任を負いかねます**ので、よくご承知おさください。

また、大学に事前に届出を行って渡航した場合でも、**日本への帰国に際し、自国での移動禁止令の発令・日本再入国拒否や指定施設等での待機等の措置により、夏期集中講義やインターンシップ、3Q以降の授業受講等に不都合が起きても、大学は特段の配慮は一切いたしません。**この点を予め了承したうえで、自己責任において渡航を熟考してください。

2021年7月9日時点で、日本政府は変異株の感染拡大に伴い、水際対策強化措置を体系的に整理しました。以下、概略を記します。

1. **全ての国・地域から入国する方について**、① 出国前 72 時間以内の検査証明の取得、② 入国時のPCR等検査、③ 誓約書の提出、④ 入国後 14 日間の公共交通機関の節用及び自宅待機等が求められます。
2. **「水際対策上特に懸念すべき変異株に対する指定国・地域」**（※ ベータ株・ガンマ株・デルタ株の感染拡大当該国・地域）からの全ての入国者に対する検疫の強化により、検疫所の確保する宿泊施設での待機が課せられます。  
対象国・地域によって、10日間待機・6日間待機・3日間待機のいずれかが課せられ、待機期間後に改めてPCR等の検査を実施した後に、陰性だった場合ここからさらに14日間の自宅待機が課せられます。

今後のCOVID-19感染拡大の状況次第では、日本国外からの「上陸拒否」が発動されることや、水際対策がさらに強化されることも十分に予見されます。繰り返しになりますが、特段の事情がある場合を除いて、海外渡航は自粛するようお願いいたします。

今までも海外渡航の際には大学への事前登録（届出の提出）をお願いしていましたが、今一度登録制度の徹底を行います。特段の事情により、**海外渡航をする場合には、必ず、授業期間内で、海外渡航前に、大学に届出を行ってください。**

## 【海外渡航に係る届出】

### 1. 海外渡航予定が決まり次第、速やかに、次の書類を提出して大学に届出を行うこと

- (1) ものづくり大学 海外渡航届出書
- (2) 在留カードコピー（表面・裏面）
- (3) パスポートコピー
- (4) 旅程表（任意様式）
- (5) e Ticket
- (6) その他必要書類

### 2. 届出の方法等

- (1) 大学本部 1 階 留学生係窓口での申請・届出
- (2) 特段の事情がある場合は、メールでのデータ提出も認める
- (3) **必ず、海外渡航前の授業期間内に届出を行うこと**

### 3. 注意事項

- (1) **海外渡航は自己責任とし、不測の事態が起きた場合も、大学は授業の受講等に関する特段の配慮等を行わない**
- (2) 届出の内容を精査し、海外渡航に関し指導が入る場合がある
- (3) 海外渡航の目的・理由の内容によっては、さらなるヒアリング・理由書提出等の対応を求める場合がある
- (4) 保護者の承諾サインは求めないが、海外渡航に際しては必ず保護者に相談のうえ、同意を得ることを条件とする
- (5) 研究室配属をされている学生は、指導教員に事前相談のうえ、同意を得ることを条件とする
- (6) 大学への海外渡航届を行わずに海外渡航をした場合は、大学が海外渡航に係るトラブル等の対応をすることが困難であることを了解すること

以上